

公益社団法人日本フェンシング協会
選手、コーチ等の肖像権に関する規約

施行 平成27年6月1日

改定 令和5年1月22日

本規約は、公益社団法人日本フェンシング協会が、所属する選手、コーチその他の参加者（以下「選手等」という。）の肖像を利用した写真や映像を円滑に利用することにより、フェンシングの宣伝活動を行うとともに、スポンサーを募集して、選手等の競技活動を支援して技術の向上を図り、もってフェンシングの普及に努めることを目的として定められる。

第1条（利用許諾）

1. 選手等は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下「F J E」という。）、International Fencing Federation (FIE)及びFencing Confederation of Asia (FCA)等が主催又は協賛する競技会や練習会に関連する活動や、F J EやF J Eのスポンサーのプロモーション活動における自己の肖像（個人の容貌・姿態をいう。以下「対象肖像」という。）に関する権利につき、本規約に定める条件でF J Eに対して非独占的に無償で利用許諾する。
2. 前項と異なる取扱いについては、F J Eと選手等で別途協議して定める。

第2条（利用目的）

F J Eは、対象肖像を以下の目的で利用する。

- ① フェンシングの普及活動
- ② 試合・大会の広告宣伝活動
- ③ F J Eのスポンサーの広告宣伝活動

第3条（利用態様）

1. F J E又はその指定する者は、対象肖像の写真又は映像を撮影し録画することができる。
2. F J Eは、選手等から個別の利用許諾を得ることなく、対象肖像を撮影し録画した写真又は映像を以下の態様で利用することができる。
 - ① 印刷、出版
 - ② 放送、インターネット配信（WEBやSNSへの掲載を含む。）
 - ③ 第三者へのライセンス
3. F J Eは、自己又はその指定する者が撮影又は録画したものでない対象肖像の写真又は映像についても、撮影又は録画した者の承諾を得て利用することができ、選手等から別途肖像権に関する利用許諾を得る必要はないものとする。

4. F J Eは、F J Eが前2項の利用により得た利益は、F J E登録選手の便益及びそれにかかる事務費に充てるものとする。

第4条（選手等の利用）

1. 選手等は、対象肖像であってもF J E又はその指定する者が撮影、録画したものでない写真又は映像を利用することができる。その場合でも、当該選手等は、他の者の肖像権、撮影者の著作権その他の権利を侵害しないよう注意しなければならない。
2. 選手等が、F J E又はその指定する者により撮影、録画された写真又は映像を利用する場合には、自己の肖像であっても、その利用時期・期間及び利用態様を明示してF J Eの許諾を得なければならない。但し、選手等が自己の個人的なSNSなどで当該写真又は映像を利用する場合には、F J Eの許諾を得ることを要しない。
3. 前項の許諾の対価は、別途協議して定める。
4. F J Eが前項により受領した金員は、すべてF J E登録選手の便益及びそれにかかる事務費に充てるものとする。

第5条（対象外肖像）

1. 対象肖像以外の選手等の肖像（以下「対象外肖像」という。）に関する権利は、選手等自身に帰属する。
2. 選手等は、自己の対象外肖像を利用する場合であっても、以下の事由を遵守しなければならない。
 - ① フェンシング関係者としての品位を汚さないこと
 - ② F J Eの利益に抵触しないこと
 - ③ 他の者の肖像権、撮影者の著作権その他の権利を侵害しないこと
 - ④ 選手等個人が締結している第三者との間の契約に違反しないこと
3. F J Eが対象外肖像の使用を希望するときは、当該選手等の許諾を得なければならない。
4. F J Eが前項の許諾を得て対象外肖像を利用する場合であっても、F J Eの利用目的及び利用態様は第2条及び第3条に限定されるものとする。
5. 本条第3項の選手等の許諾の対価については、別途協議して定める。

第6条（商品化）

1. F J Eは、対象肖像か対象外肖像かを問わず、当該選手等の承諾を得て、選手等の肖像を使用してキャラクター製作やグッズを商品化することができる。
2. F J Eは、F J Eが前項の商品化により得た利益は、F J E登録選手の便益及びそれにかかる事務費に充てるものとする。

第7条（F J Eの義務）

F J Eは、対象肖像及び対象外肖像を利用する場合には、以下の事由を遵守しなければならない。

- ① 選手等のプライバシーに配慮すること
- ② 選手等の名誉、声望を傷つけないこと
- ③ 選手等の明示的な意思に反した利用をしないこと
- ④ 当該肖像の写真又は映像を撮影又は録画した者の権利を侵害しないこと

第8条（許諾抵触の防止義務）

選手等が、第三者との間で肖像に関する契約（スポンサーシップ契約、雇用契約その他選手等が第三者との間で締結する契約の中に肖像に関する条項が含まれている場合を含む。以下同じ。）を締結する場合には、当該第三者に対して本規約を提示し、本規約の条項との抵触を防止しなければならない。

第9条（紛争処理）

本規約に関する紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を調停又は第一審の専属管轄裁判所とする。